

平成 22 年 5 月 21 日現在

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2010

課題番号：19730007

研究課題名 (和文) 日本中世の紛争処理における「濫訴」の定位

研究課題名 (英文)

Position of “Abuse of Legal Proceedings” in Dispute Resolution in Medieval Japan

研究代表者

山本 弘 (YAMAMOTO HIROSHI)

別府大学・文学部・助教

研究者番号：80363307

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：「日本法制史」「中世」「濫訴」「紛争処理」「訴訟制度」「裁許前誓約」「土地境界紛争」「塚相論」

1. 研究計画の概要

(1) 本研究課題の目的

本研究は、日本中世における紛争解決の過程において、裁判権力が「濫訴」として排除していた訴訟事例について実証的かつ多角的な検討を加え、当該期の裁判権力および社会の特徴について明らかにすることを目的としている。

本研究では、これまで研究の手薄であった「濫訴」に関する研究をさらに深化させるものである。とりわけ、「裁判の判決 (裁許状)」だけではなく、「訴訟当事者の提出文書」を含めた訴訟資料全般を検討対象とする。さらに、裁判担当者から「濫訴」とは認定されなかったものの「濫訴」類似の訴訟事例全般についても再検討を加えていく。そして、判決の導出のなかで「濫訴」という言葉を使って排除されていた事例を整理・検討し、訴訟制度全体のなかで定位することを目指す。

また、裁判によって「濫訴」と判断される背景には、「裁判権力側による何らかの思惑」・「社会情勢」が影響を与えていた側面があったと推察できるので、あわせて検討していきたい。

(2) 本研究課題の内容

本応募課題は、以下の細分化した3つのテーマに沿って期間を区切り、段階的に目標を達成していく計画手法をとっている。

① 当事者提出文書における「濫訴」言及事例の検討 (平成19年度・平成20年度前期)

② 日本中世の訴訟制度における「濫訴」の概念整理 (平成20年度後期・平成21年度)

③ 日本中世の紛争処理における「濫訴」の定位 (平成22年度)

2. 研究の進捗状況

先に採択された研究課題「日本中世訴訟制度における濫訴に関する実証的研究」(若手(B)・2004～2006年度)では裁判の判決史料を考察の中心に据えた。本研究では、前研究で不充分であった当事者提出文書における「濫訴」言及事例についても検討をおこなっている。検討内容を拡充し、より実証的・多角的な考察を加えるためである。

(1) 当事者提出文書における「濫訴」言及事例の検討

① 史料蒐集…毎年蒐集を続け、実証的検討が可能な基盤を確保できた。また、古記録類を含め、適宜、補充的蒐集活動を行っている。

② 史料の検討…個別史料の解釈を随時おこない、個別事例の把握をほぼ終えた。

③ 史料のデータベース化…収集した史料の検討に重点を置いた結果、体系的データベース化作業が遅れている。最終年度において進展を図りたい。

(2) 日本中世の訴訟制度における「濫訴」の概

念整理

①判決史料群…大まかな検討を終え、修正を加えたものを公表予定である。

②当事者提出史料群…「個別事例を史料群として位置づけるための検討」、さらには「史料群として検討することじたいの是非を含めた考察」が現在の課題である。

③総合的な概念整理…判決史料群と当事者提出史料群との関連づけを試みている。そもそも、両者は異なる立場での「濫訴」用例であるため、「両者を巨視的な概念で包摂的に捉えることの是非についての考察」、「概念としての相違点抽出作業」を、継続している状況である。最終的な整理・把握について苦慮している。また、補完的観点として、古記録類を含めた総合的・多角的な考察を行っていきたい。

(3)日本中世の紛争処理における「濫訴」の定位

「濫訴」の概念整理で得た一定の知見を、段階的に、中世の紛争処理のなかで位置づけている。常に「濫訴概念の構築」と「紛争処理手続の考察」とを相互にフィードバックさせながら検討している。作業を通じ、「日本中世の紛争処理」そのものに対する理解の深化が急務であると痛感している。

3. 現在までの達成度

③やや遅れている

(理由) 当初予定よりも史料蒐集に時間がかかったこと、また「濫訴」という概念じたいについて再検討を行う必要のあったこと、また、平成 20 年 4 月より別府大学文学部助教の職を拝命することができたが、研究機関の異動に伴い諸資料の整理や実生活の構築に時間がかかったこと、などがその理由である。

4. 今後の研究の推進方策

研究の進捗状況は残念ながらやや遅れている。しかし、今年度(平成 22 年度)が最終年度である。これまでの研究で得た『裁判権力側の「濫訴」判断事例』と、『訴訟当事者による濫訴主張事例』を、相互に関連させながら検討する最終段階に入る。

(1)平成 22 年度・前期

①検討結果について学会その他の研究会等で発表する。

②検討の際には、怠ることなく常に史料を補充し、根幹となる史料については必ず原文書を閲覧し、刊本史料に間違いがないか確認を行う。また、機会あるごとに研究者や関係者と意見交換を行う。

③一方で、史料の最終的な補完を目指し、集積した史料については随時データベース化していく。

(2)平成 22 年度・後期

①前期の作業をもとに、先行研究や現行訴訟制度との関連を視野に入れながら最終的な検討を加える。「濫訴」とされた訴訟と「濫訴」とはされなかった訴訟との相違点についての考察を基軸に据える。そのうえで、「紛争処理」という観点から、中世における「濫訴」の特質を中世の訴訟制度全体のなかに位置づける。

②最終段階として、本応募課題の研究成果を、論文として公表する。

③また、構築できたデータベースについても、公表できるレベルまで完成度を高めていきたい。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

(1)山本弘、「鎌倉幕府裁判における「濫訴」に関する一試論」、『史学論叢』(別府大学史学研究会)、査読なし、第 40 号、2010 年、掲載決定。

[学会発表] (計 2 件)

(1)山本弘、「中世——鎌倉幕府における「越訴の容認」と「濫訴の抑制」を中心に——」、2007 年度-法社会学会学術大会-ミニシンポジウム 4「日本人は訴訟嫌いだったのか?—史料からみる日本人の法意識—」(シンポジウム構成者:高橋裕・林紀昭・山本弘・守屋浩光・林真貴子/コメンテーター:深尾裕造・川村康)、平成 19 年 5 月 12 日、新潟大学。

(2)山本弘、「鎌倉幕府裁判における「濫訴」処理について」、法制史学会 第 59 回総会、平成 19 年 4 月 22 日、大阪市立大学。